

次の政治団体は、政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第2項の規定により、令和元年6月1日以降、政治活動(選挙運動を含む。)のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となった。

令和元年10月15日

千葉県選挙管理委員会委員長 長谷川 康博

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
賢政会	水野賢一	水野賢一	千葉県佐倉市王子台1-14-4